

〇〇議会 〇〇〇〇議長様

令和6年 2月 日

請願者

住 所

電話

紹介議員

訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める請願

請願趣旨

社会保障審議会で、2024年度からの介護保険の改正等による訪問介護報酬の改正で、「地域包括ケアシステム」の要ともいえる訪問介護事業の基本報酬の、身体介護、生活援助、通院乗降介助ともすべてが引き下げられる内容が出されました。その審議会での「引き下げの根拠」は『介護事業経営実態調査結果』（2023年度）で訪問介護は7.7%の大幅な黒字だからということです。

しかし、全国の実態は明らかに異なります。人件費比率が72%の訪問介護で月収も基本報酬も引き下げれば、ホームヘルパーの人手不足に拍車をかけ、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖、倒産が相次ぐこととなります。東京商工リサーチの調査によると、2023年の「老人福祉・介護事業」の倒産は、すでに過去2番目の122件。うち「訪問介護事業者」の倒産は、従事員の高齢化や人件費の高騰、物価の高騰などにより、過去最多を大幅に上回る67件に達しています（1月17日現在）。また、倒産に至らないものの、市場からの退出となる休廃業・解散は小規模事業者を中心に510件に上っています。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持できないこととなります。

在宅介護の命綱である、地域に根ざした単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち「介護難民」になります。「家族介護」に頼らざるを得ず「介護離職」は激増します。「可能な限り最期まで住み慣れた地域で」を謳った国が進める地域包括ケアシステムは、ますます有名無実になってしまいます。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書の提出を請願します。

記

請願項目

1. 訪問介護基本報酬の引き下げを撤回すること

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣